

# 定 款

定款作成	平成 17 年 3 月 9 日
第 1 回改定	平成 19 年 5 月 13 日
第 2 回改定	平成 21 年 2 月 28 日
第 3 回改定	平成 25 年 10 月 1 日
第 4 回改定	平成 26 年 5 月 24 日
第 5 回改定	平成 26 年 10 月 26 日
第 6 回改定	平成 27 年 5 月 23 日
第 7 回改定	平成 28 年 5 月 28 日
第 8 回改定	平成 29 年 5 月 27 日
第 9 回改定	平成 30 年 2 月 26 日
第 10 回改定	令和 2 年 7 月 20 日
第 11 回改定	令和 5 年 8 月 21 日

一般社団法人 薬剤師あゆみの会

# 一般社団法人薬剤師あゆみの会定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人薬剤師あゆみの会と称する。

### (事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を大阪市北区天神橋一丁目9番5号に置く。

2 本法人は、理事会の議決を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 本法人は、薬局薬剤師等に対して、「かかりつけ薬剤師」としてのハイレベルの実務能力育成に関する事業並びにそれに付随する事業を行い、医療の質向上に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師能力のキャリアアップ研修実施事業
- (2) かかりつけ薬剤師のモデル像の策定及び能力検定資格制度の策定と実施事業
- (3) 薬剤師認定制度認証機構の認証をうけた生涯研修制度の提供事業
- (4) 本法人の会員が実施する薬剤師育成に関する研修の認定事業
- (5) 本法人の会員以外が実施する薬剤師育成に関する研修認定事業の認定事業
- (6) 薬剤師育成に関する研修実施者に対する支援事業
- (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告の方法)

第5条 本法人の公告は、ホームページ及び事務所の掲示場に掲示する。

## 第2章 基 金

### (基金の拠出)

第6条 本法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）第131条に定める基金の拠出を求めることができるものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第7条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

### (基金の返還の手続き)

第8条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行う。ただし、当該定時社員総会において承認を受けた、貸借対照表上の純資産の額が基金等合計額を超える場合に限り、その超過額を返還の限度額として、次年度の定時社員総会の日の前日までの期間に限り、返還できるものとする。

### (代替基金)

第9条 基金の返還を行う場合に備え、本法人は適宜、返還する基金に相当する額を代替基金として準備するものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (事業年度)

第10条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 監事は、前項の書類を監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の書類について、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 理事長は、第1項の書類を事務所に備え付けなければならない。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第4章 社員及び会員

(種 別)

第13条 本法人の社員、会員は、次のとおりとし、正社員をもって法人法上の社員とする。

- (1) 正社員 本法人の事業内容に関連し、目的に賛同して入社した法人、団体及び個人  
ただし、ここでいう個人とは、本法人の正社員であった法人または団体の元代表者であった者が申請した場合において、社員総会の承認を受けた者に限る。
- (2) 正会員 本法人の事業内容に関連し、目的に賛同して入会し、第5章第22条に定める役員又は第9章第50条に定める専門委員会に人員を派遣するなど、本法人の運営に参画することができる法人、団体及び個人  
ただし、ここでいう個人とは、本法人の正社員であった法人または団体の元代表者であった者が申請した場合において、社員総会の承認を受けた者に限る。  
なお、本法人の運営への参画は、正会員の任意の意思によるものとする。
- (3) 準会員 本法人の事業内容に関連し、目的に賛同して入会し、本法人が実施する事業に正会員に準じた負担で参加ができる法人及び団体
- (4) 個人会員 本法人の事業内容に関連し、目的に賛同して入会し、本法人が実施する事業に正会員に準じた負担で参加ができる個人
- (5) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、団体及び個人
- (6) 団体会員 本法人の事業内容に関連し、次の各号の細分を全て満たし、本法人が実施する事業に正会員に準じた負担で参加ができる団体
  - イ) 本法人の正会員が運営に携わり、窓口となり取り纏める団体
  - ロ) イ) に定める正会員による団体会員としての申請
  - ハ) 自団体としての会則若しくは定款を有する
  - ニ) 自団体参画企業の入会申込書がある
  - ホ) 自団体としての通帳若しくは会計資料を有する

(入 社)

第14条 新たに本法人の正社員になるには、正会員として本法人に参加し、2期以上の理事を派遣した実績があり、本法人所定の様式による申し込みをし、社員総会において社員現在数の3分の2以

上の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定により新たに本法人の正社員となる法人、団体及び個人は、第6条の定めによる基  
金の拠出に応じなければならない。
- 3 本法人の正社員となる法人又は団体にあっては、代表（以下、代表者という）として本法人の  
社員総会において、その権利を行使する1人の者を定め、本法人の理事長に届け出なければならない。
- 4 前項の代表者を変更した場合、速やかに別に定める変更届を本法人の理事長に提出しなければ  
ならない。

#### （入会）

第15条 新たに本法人の会員になるには、本法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得る  
ものとする。但し、個人会員については理事会の承認を省略することができる。

- 2 前項の規定により本法人の正会員として新たに加盟する法人、団体及び個人は、次の条件を満  
たしていることを前提とする。

（1）本法人が別途定める正会員入会金の納付を承諾している。

#### （権利）

第16条 次の各号の会員が有する権利は、各号の細分のとおりとする。

- |         |  |
|---------|--|
| （1）正会員  | イ)本法人の主催する認定研修会の企画、実施<br>ロ)本法人が主催する研修会等の会員価格での参加<br>ハ)e-learning の法人価格での利用<br>ニ)理事会、専門委員会への参画<br>ホ)本法人との共催研修会の開催<br>ヘ)グループ研修の開催<br>ト)団体会員の申請 |
| （2）準会員  | イ)本法人が主催する研修会等の会員価格での参加<br>ロ)e-learning の法人価格での利用<br>ハ)グループ研修の開催   |
| （3）個人会員 | イ)本法人が主催する研修会等の会員価格での参加<br>ロ)e-learning の法人価格での利用  |
| （4）賛助会員 | イ)本法人が主催する研修会等の会員価格での参加<br>ロ)認定研修会の本法人との共催による開催<br>ハ)本法人との業務提携<br>ニ)研修素材の認定申請<br>ホ)本法人ウェブサイトへのバナー広告の掲載                                       |

- 2 前項の細分に規定する会員価格及び法人価格とは、別途薬剤師一人あたりの金額を定めたもの  
をいう。

#### （経費の負担）

第17条 正社員及び会員は、本法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うもの  
とする。

- 2 必要な経費及び入会金の額は、理事会で定める。
- 3 年会費は別途定める。
- 4 既納付の経費については、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

#### （退社）

第18条 正社員又は会員が、本法人を退社又は退会しようとするときは、別に定める退社届又は退会届  
を本法人の理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、個人会員は第17条に定める経費の納入期日を経過した時点で、退

会とみなす。

(除名)

第19条 本法人の正社員が、本法人の名譽を毀損し、若しくは本法人の目的に反するような行為をしたとき、又は正社員としての義務に反したときは、社員総会の決議によりその正社員を除名することができる。

2 本法人の会員が、本法人の名譽を毀損し、若しくは本法人の目的に反するような行為をしたとき、又は会員としての義務に反したときは、理事会の決議によりその会員を除名することができる。

(社員名簿)

第20条 本法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(社員の氏名又は名称及び住所)

第21条 社員の氏名又は名称及び住所は別紙1のとおりとする。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第22条 本法人に次の役員を置く。

理事 5名以上 15名以内

監事 1名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事の中から副理事長、専務理事及び常務理事をそれぞれ若干名置くことができる。

4 この法人の理事長を法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会において正社員の代表者及び正会員の指名する人員のなかから選任する。ただし、特に必要があると認められた場合は、これ以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会で決定する。

3 理事、監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第24条 理事長は、本法人を代表し、その業務を執行する。理事長は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告をしなければならない。

2 副理事長及び常任理事は、理事長を補佐し、専務理事は本法人の業務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産及び会計を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

(任期)

第25条 役員の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員が欠けた場合又は定款で定めた員数を欠いた場合、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

第26条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において正社員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるべきなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があつたとき。

(報酬等)

第27条 役員は、社員総会の決議で定められた報酬総額を上限として、理事会での決議により個別の分配額を決め有給とすることができる。

ただし、当該報酬を役員が所属する法人に対し支払う場合がある。

2 理事会の決議を経て認められた費用に関しては、その職務を執行するために役員が要した額を弁償することができる。

## 第6章 理 事 会

(構 成)

第28条 本法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第30条 理事会は理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、及びそれに準ずるものが理事会を招集する。

2 前項の規定にかかわらず、理事もしくは監事から招集の請求があつたとき理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、理事長が務める。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、及びそれに準ずるものを議長とする。

(決議と定足数)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。ただし、理事長が欠席

した場合は、理事長に代わり、出席した理事全員が記名押印するものとする。  
(理事会への報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、理事長の職務執行の状況報告については、適用しない。

## 第7章 社員総会

(種別)

第36条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第37条 社員総会は、正社員をもって構成する。

(権能)

第38条 社員総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 本法人への入社の可否及び正社員の除名
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第39条 定時社員総会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正社員現在数の議決権の5分の1以上を有する正社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があつたとき。
- (3) 第24条第4項第3号の規定により、監事からの招集請求又は招集があつたとき。

(招集)

第40条 社員総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はEメールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 4 社員総会は、正社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第41条 社員総会の議長は、理事長が務める。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、及びそれに準ずるものを議長とする。

(決議と定足数)

第42条 社員総会は、正社員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 社員総会の議事は、この定款に定めるものほか、出席正社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第43条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正社員は、社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第44条 理事又は正社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第45条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正社員の現在員数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及び決議の結果

2 議事録には、理事長が記名、押印するものとする。ただし、理事長が欠席した場合は、理事長に代わり議長となった者が記名押印するものとする。

(社員総会への報告の省略)

第46条 理事が正社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会及び理事会において、それぞれ構成員現在員数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本法人は、社員総会において、正社員現在員数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第49条 本法人が解散するときに有する残余財産は、拠出額を限度として返還する。その他の残余財産はこの法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 専門委員会、顧問

(専門部会)

第50条 本法人に、専門委員会及び専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員会をおく場合、職能委員会、研修委員会、広報委員会からなる構成とする。
- 3 専門委員会は、専門委員によって組織されるものとし、専門委員は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 4 専門委員は、社員総会の決議に基づき掲げられた専門分野に関する事項につき、理事会の命を受け審議するものとする。

(顧問)

第51条 本法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦より理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関し、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第10章 委 任

(委任)

第52条 この定款に記載されたもののほか、この法人の運営に関する以下の事項は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 基金の募集

基金の募集事項の決定、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て、理事長がその都度定める。基金取扱規程を作成したときは、社員に通知のうえ、閲覧できるよう事務局に備え置くものとする。

(2) 会計の管理

会計は、理事長が管理する。会計管理の方法については、理事会の決議を経て、理事長がその都度定める。会計管理規程を作成したときは、社員に通知のうえ、閲覧できるよう事務局に備え置くものとする。

(3) 専門委員会の設置及び運営

専門委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長がその都度定める。専門委員会運営規程を作成したときは、社員に通知のうえ、閲覧できるよう事務局に備え置くものとする。

(4) 事務局の組織及び運営

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長がその都度定める。事務局運営規程を作成したときは、社員に通知のうえ、閲覧できるよう事務局に備え置くものとする。

(5) その他、本定款に定めのない本法人運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定めるものとする。

## 第11章 事 務 局

(設置等)

第53条 理事長が行うべき本法人業務の遂行機関として事務局を置く。

- 2 事務局は理事長の指揮命令に従い必要な業務を行うものとする。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長、及びそれに準ずるものが事務局を指揮命令する。
- 3 事務局職員は、理事会の決議を経て理事長が任命する。
- 4 事務局職員の任務及び処遇は、理事会の決議を経て理事長が定める。

(備え付け書類及び帳簿)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員の名簿、理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 登記に関する書類
- (4) 定款に定める会議の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

## 第12章 附 則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第55条 本法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

佐賀県伊万里市立花町4005番地

株式会社回生薬局

代表取締役 平野伸幸

大阪府寝屋川市下神田町33番7号

株式会社サンプラザ加地

代表取締役 加地章

岡山市奉還町一丁目2番3号

有限会社富永調剤薬局

代表取締役 富永民雄

大分市下郡北一丁目4番45号

株式会社永富調剤薬局

代表取締役 永富茂

滋賀県湖南市梅影町3番地の23

株式会社レークメディカル

代表取締役 藤岡平一郎

大阪市平野区加美鞍作二丁目13番15号

ファルメディコ株式会社

代表取締役 狹間研至

岐阜市八代一丁目3番3号

株式会社平成調剤薬局

代表取締役 大橋哲也

大阪市北区天満橋一丁目8番30号OAPタワー

株式会社育星会

代表取締役 飯田彰

兵庫県姫路市駅前町259番地

株式会社ぼうしや薬局

代表取締役 松岡淳朗

千葉県市原市五井905番地

株式会社タカサ

代表取締役 鎌田貞子

熊本県球磨郡多良木町大字多良木4249番地

株式会社ユネット  
代表取締役 白石敬旺

愛媛県松山市西垣生町771番地11  
株式会社トマト  
代表取締役 菊田 基

広島県東広島市黒瀬町檜原646番地の4  
株式会社ケイ・ディ・フドー  
代表取締役 桐林邦之

京都市左京区岩倉忠在地町544番地  
株式会社ファーマプロット  
代表取締役 砂川雅之

東京都品川区東品川三丁目18番3号  
株式会社アペックス  
代表取締役 伊藤 豊

＜追記事項＞

第一回定款改定	平成19年5月13日	18年度定時社員総会にて
第二回定款改定	平成21年2月28日	20年度臨時社員総会にて
第三回定款改定	平成25年10月1日	25年度臨時社員総会にて
第四回定款改定	平成26年5月24日	26年度定時社員総会にて
第五回定款改定	平成26年10月26日	26年度臨時社員総会にて
第六回定款改定	平成27年5月23日	27年度定時社員総会にて
第七回定款改定	平成28年5月28日	28年度定時社員総会にて
第八回定款改定	平成29年5月28日	29年度定時社員総会にて
第九回定款改定	平成30年2月26日	30年2月度臨時社員総会にて
第十回定款改定	令和2年7月20日	令和2年度定時社員総会にて
第十五回定款改定	令和5年8月21日	令和5年度定時社員総会にて

以上

(別紙 1)

大阪府交野市倉治六丁目19番10号  
株式会社サンプラザ加地  
代表取締役 加地尚子  
岡山市南区築港緑町一丁目15番26号  
有限会社富永調剤薬局  
代表取締役 富永民雄  
大阪市北区天神橋一丁目9番5号  
ファルメディコ株式会社  
代表取締役 狹間研至  
岐阜市八代一丁目3番3号  
株式会社平成調剤薬局  
代表取締役 大橋哲也  
大阪市北区天満橋一丁目8番30号OAPタワー  
株式会社育星会  
代表取締役 飯田彰  
兵庫県姫路市駅前町259番地  
株式会社ぼうしや薬局  
代表取締役 松岡洋平  
千葉県市原市五井東一丁目1番地1  
株式会社タカサ  
代表取締役 鎌田貞子  
広島県東広島市黒瀬町檜原646番地の4  
株式会社ケイ・ディ・フード  
代表取締役 桐林芳江  
東京都品川区東品川三丁目18番3号  
株式会社アペックス  
代表取締役 伊藤豊  
鳥取県鳥取市松並町2丁目503番7号  
有限会社徳吉薬局  
代表取締役 徳吉公司